生殖補助医療の在り方を考える議員連盟

会 長野田 聖子 様幹事長秋野 公造 様事務局長伊藤 孝恵 様

公益社団法人 日本産科婦人科学会 理事長 加藤 聖子 臨床倫理監理委員会 委員長 鈴木 直

生殖補助医療の規律に関する立法について(たたき台) 【特定生殖補助医療に関する法律案(仮称)(新規立法)】への要望

2023 年 4 月 25 日に開催されました第 23 回総会では、弊会からの要望を発言させていただく機会を賜り誠にありがとうございました。又、11 月 7 日の第 25 回総会で貴議員連盟がご提案されました案に<u>「第8 特定生殖補助医療により出生した子に対する配慮等」</u>を新たに加えていただきましたことに深謝申し上げます。出自を知る権利はこどもの権利となりますことから、幼少期からアイデンティティーを確立するために、テリングに関する相談支援は大変重要かと存じます。出自を知る権利も守りかつドナーの権利も守ることの重要性を理解しつつ、以下、第 25 回総会でのご提案内容に対する要望を提出させていただきます。ご検討いただければ幸甚に存じます。

- 1. (第 4) の条文にマッチングの際に血液型の情報の開示をお願いしたい。病気にかかった場合あるいは学校教育の現場で、成年に達する以前に血液型を調べる機会があると思われる。
- 2. (第 7) の条文に「特定生殖補助医療により出生した子であると思料するものであって成年に達したものから」とあるが、開示年齢の引き下げを検討していただきたい。具体的には臓器移植の意思表示の年齢と合わせて、15 歳以上を提案する。
- 3. (第7)の条文に「精子・卵子の提供者の情報を省令では、身長、血液型、年齢と規定する」とあるが、個人が特定されない特性(性格、体格、趣味、職業等)の情報に開示情報の内容を拡大していただきたい。
- 4. (第7)の条文の文章から、「子に提供する情報についての回答があったときは」を削除し、「提供時に同意された情報を」に変更してほしい。精子・卵子の提供者が、提供時に同意した情報を子に提供することを拒否した際には、その理由が正当であるか否かの判断は家庭裁判所での裁定に任せる(本内容に関してはどのような方策をとるか十分に議論いただきたいこと)。

出自を知る権利として子どもが求めるのは「自分の自我に関わる情報」の中でも、提供者から遺伝する 得意なこと、不得意なこと、性格等であり、今回の「身長、血液型、年齢」のみでは不十分かと存じます。 テリングを行う体制を整えていただいたにも関わらず、幼少期から十分な開示情報を伝えることができず、 情報開示が成年に至ってからでは、不十分なテリングとなる可能性が予想されます。すなわち、「子どもが 成年になって請求したときに提供者が教えたい情報だけ教える」では、子どもの権利が尊重されない内容 かと存じます。なお、個人を特定できない情報に関しては、分娩後に伝えることによってドナーの選別等 の懸念は回避され、幼少期からのスムースなテリングへの移行に繋がると予想できます。

以上



公益社団法人 日本産科婦人科学会

〒104-0031 東京都中央区京橋 2 丁目 2 番 8 号 明治屋京橋ビル3階 TEL: 03-4330-2864 FAX: 03-4330-2865 E-mail: nissanfu@jsog.or.jp